証券コード　2962
2023年９月12日
(電子提供措置の開始日 2023年９月６日)

株　主　各　位

東京都品川区南品川二丁目２番15号
株式会社テクニスコ
代表取締役社長　関　家　圭　三

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。**

【当社ウェブサイト】
https://www.tecnisco.com
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「テクニスコ」又は「コード」に当社証券コード「2962」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

**　当日ご出席に代えて、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年９月27日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。**
**　なお、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。**

敬　具

記

1．日　　時　2023年９月28日（木曜日）午前10時

2．場　　所　東京都品川区南品川二丁目２番15号
当社本社会議室

3．目的事項

報告事項　1．第55期（2022年７月１日から2023年６月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第55期（2022年７月１日から2023年６月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役１名選任の件

第２号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事前の議決権行使についてのご案内

書面（郵送）で議決権を行使いただけます。

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
切手を貼らずにご投函ください。
（下記の行使期限までに到着するようご返送ください）



行使期限	2023年9月27日（水曜日）午後5時45分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法

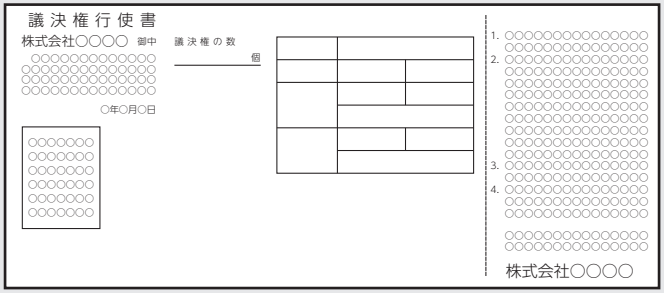

※議決権行使書用紙はイメージです。

第1・2号議案について

賛成の場合→**賛**に○印
反対の場合→**否**に○印

株主総会参考書類

第１号議案　取締役１名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役１名を増員することとし、取締役１名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
※ 内山（うちやま）　秀（しゅう） （1966年２月１日）	1992年８月　レーザーテック株式会社入社 1998年７月　同社企画室長 2001年９月　同社取締役 2004年１月　同社総務部ゼネラルマネージャー 2006年７月　同社経営企画室長 2007年７月　同社管理本部長兼企画室長 2007年９月　同社取締役兼執行役員 2008年７月　同社経営戦略室長兼総務部長 2009年７月　同社管理本部長 2011年１月　Lasertec Korea Corporation 代表理事 2013年７月　レーザーテック株式会社品質保証部長 2013年９月　同社常務取締役 2015年８月　Lasertec Taiwan, Inc. 董事長 2017年６月　Lasertec China Co., Ltd. 董事長 2020年１月　レーザーテック株式会社財務経理部長	0株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

内山秀氏はレーザーテック株式会社の取締役として経営企画室長、管理本部長等を歴任し、2022年まで同社の常務取締役を務めるなど、上場企業における経営全般に関する豊富な知識・経験を有していることから、当社の経営に対し的確な助言をいただけることを期待し、取締役として適切な人材と判断したため、社外取締役候補者といたしました。

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．内山秀氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．内山秀氏は、社外取締役候補者であります。
４．内山秀氏は、レーザーテック株式会社及びその関係会社における全ての役職を、2022年９月に退任しております。

5．内山秀氏の所有する当社の株式数は、当期末（2023年６月30日）現在の株式数を記載しております。
6．当社は、内山秀氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする予定です。
7．当社は、当社取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求等がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償請求や争訟費用等を填補することとしており、内山秀氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8．内山秀氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第２号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2022年９月15日開催の第54回定時株主総会において、年額480百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬・指名諮問委員会の諮問を経て、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（社外取締役を除く。）は５名であり、第１号議案「取締役１名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、取締役（社外取締役を除く。）の員数に変更はありません。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その１株当たり払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より３年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な事由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 業績条件不達成の場合の取扱い

当社の取締役会において予め業績条件を設定した場合において、当該業績条件を達成することができなかった場合、当社は、本割当株式の全部又は一部について譲渡制限を解除せず、当該業績条件を達成することができなかったことが確定した時点以降、当社取締役会が予め決定する時期に、当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以　上

事　業　報　告

（2022年７月１日から
2023年６月30日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

世界経済は、新型コロナウイルス感染症が収束段階に入り経済活動の正常化への期待の高まりが見られますが、一方、ウクライナ情勢の長期化やエネルギー価格高騰、インフレリスク対応のための各国の政策金利引き上げの影響等、依然として先行き不透明な状況にあります。

我が国経済についても、インバウンド需要の回復によりコロナ以前の水準への経済復興が期待されていますが、各国の金利や物価動向を含めた地政学リスクが与える影響等、今後の見通しが難しいところです。

当社グループ製品の主要な用途市場である産業機器市場や自動車市場、光・無線通信市場、ライフサイエンス市場等は今後も成長が見込まれておりますが、半導体の需要逼迫による顧客の在庫調整やサプライチェーンの一時的な混乱が見られています。

このような経営環境のもと、当社グループの主力製品である産業機器市場の高出力半導体レーザー装置向けの高性能ヒートシンク製品は、当期上期において、中国主要顧客においてゼロコロナ政策と電力不足の影響で取引先工場の稼働が制限され、各社の生産調整の影響による当社グループ製品の引取時期を後倒しする動きが相次いだほか、市場取引価格の低下による影響を受けました。2023年1月以降は、中国主要顧客の生産調整も一巡して後倒しとなっていたヒートシンク製品の出荷ベースは回復し、これに新規取引先からの受注増加の動きが加わり、市場取引価格の底打ちの傾向もあることから、ヒートシンク製品市場の好転の動きが見えました。一方ガラス製品は、海外のライフサイエンス市場向けを中心に検査用の消耗部品の需要が増加しており、売上高が増加しました。

生産状況については、当期上期において中国取引先工場の生産調整の影響を受け当社広島工場の稼働率が一時的に低下したことや、今後の事業拡大に向けた人員増加や生産体制増強のための設備投資の影響等により、利益率は前年より減少となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,347,037千円（前期比2.4％減）、営業利益273,140千円（同55.9％減）、経常利益329,351千円（同62.9％減）、親会社株主に帰属する当期純利益222,341千円（同72.3％減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度においては、広島工場を中心に656,601千円の設備投資を実施しました。

当社においては、ヒートシンク製品の増産設備240,910千円、その他製品の増産設備244,724千円及び新工場用地の土地開発費用17,570千円などに、合計531,832千円の設備投資を実施しました。

TECNISCO（SuZhou）Co.,Ltd.においては、ガラス製品の増産設備など15,872千円の設備投資を実施しました。

TECNISCO Advanced Materials Pte. Ltd.においては、シルバーダイヤの生産設備増強など108,896千円の設備投資を実施しました。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 53 期 (2021年６月期)	第 54 期 (2022年６月期)	第 55 期 (当連結会計年度) (2023年６月期)
売上高 (千円)	4,346,629	5,480,794	5,347,037
経常利益 (千円)	353,696	887,583	329,351
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	277,328	802,787	222,341
１株当たり当期純利益 (円)	42.55	123.18	34.12
総資産 (千円)	6,568,798	8,140,781	8,271,390
純資産 (千円)	2,429,944	3,518,547	3,739,544
１株当たり純資産 (円)	372.86	539.89	573.81

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

２．当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。なお、第53期及び第54期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は合同会社ＸＥホールディングスであり、同社は当社の株式を5,018,200株（議決権比率77.00%）保有しております。

当社は、親会社との取引はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
TECNISCO (SuZhou) CO.,Ltd.	1,050,000千円	100%	ガラス製品の製造、販売及びヒートシンク製品の販売
TECNISCO Advanced Materials Pte. Ltd.	3,000千SGドル	100	シルバーダイヤ製造及びヒートシンク製品の開発、製造、販売

（注）TECNISCO Advanced Materials Pte. Ltd.は、2023年８月29日付で当社を引受人とする増資を実施し、資本金は4,000千シンガポールドルとなっております。

(4) 対処すべき課題

当社は、株式会社ディスコの研削切断加工技術をもとに受託加工を提供しておりましたが、2000年代、顧客ニーズも踏まえてコーティング技術である薄膜の設備を導入し、新たな加工技術を身に付けました。その後、技術開発を繰り返し、さらなるコア技術を中心に複数工程を組み合わせ、独創的な加工技術を生み出し製品化へとつなげ、専業メーカーでは対応できない技術力を蓄積してまいりました。当社の強みである「クロスエッジ®Technology」は、このように確立された歴史があります。当社グループでは、下記の事項を対処すべき課題と認識して、さらなる進化のためにコア技術を増やし、レベルアップを図る研究開発活動に取り組み、安定的な収益構造の実現を推進してまいります。

①ヒートシンク製品でのサーマルマネジメント用途に向けた高性能ヒートシンク材料の開発

当社グループの主力製品であるレーザー機器用ヒートシンクは、主に窒化アルミニウム（ＡＩＮ）、銅タングステン（ＣｕW）が原材料ですが、高出力用レーザーを出す半導体素子に直接接合されるため、熱膨張が半導体素子に近くないと、素子自体を損傷します。一方でレーザー加工機は、用途の多様化により高出力化や微細加工のために信頼性が求められ、機器や部品の冷却需要が高まっております。当社グループは、より効率よく熱を吸収し、放熱する高性能ヒートシンク材料の開発に注力しております。

②ヒートシンク製品での複合加工技術の開発による高機能ヒートシンク製品の製造

上記研究開発の一環で、当社のシンガポール子会社であるTECNISCO Advanced Materials Pte. Ltd.において、さらに熱伝導が高い素材として、銀とダイヤモンドを原材料としたシルバーダイヤによる高機能ヒートシンクの製開発を行っています。この製品は、熱膨張が様々な半導体素子の数値に近く、熱伝導が当社従来品の２～２.５倍の性能を有しています。今後の用途は、データセンターのサーバー、ハイパーフォーマンスコンピューティング、ＭＰＵ向けヒートシンク、通信用ＲＦ増幅器、高出力レーザー用ヒートシンク、Ｘ線装置などで、将来性のある用途を見込んでおります。

③ガラス製品での高信頼性製品の開発

ガラス製品は、微細加工を施す精密部品で、当社グループは、顧客の真のニーズを引出し、提案、製品化しております。用途は、ＣＭＯＳイメージセンサー、ＭＥＭＳ（微小機械システム）の各種センサー、半導体パッケージ等です。近年、使われる環境が人体である医療用チップや、自動運転車の各種センサー、ＬｉＤＡＲ（レーザー光による距離計測システム他）など人命に係わる製品の部品になりますので、高信頼製品を開発しております。

④ガラス製品での独自加工技術による展開

従来の機械加工技術に加えレーザー加工機の試験導入と、原点である「クロスエッジ®Technology」を併せ、それぞれのメリットを活かす複合加工へと発展させる取り組みを進めています。さらに将来的には、金属・ガラスとセラミック複合体など新たな技術開発の必要性も認識しており、将来的なお客様への提案力の強化に努めております。

⑤優秀な人材の確保

「クロスエッジ®Technology」を継続して進化し成長を続けるためには、優秀な人材の確保が重要であると考えております。当社ではこれまで、経験者を中心とした積極的な人員の確保に努めるとともに、社員に対してもハラスメントの防止や労働環境改善のＥＳ（従業員満足度）調査への配慮に加え、健康経営による働き方改革等を踏まえた人事施策を行っており、今後も継続、強化を図ってまいります。また、社員一人ひとりが独創的な挑戦を継続し、進化し続ける企業風土の醸成を推進してまいります。

⑥安定的な資金調達の構築

当社グループがメーカーとして最新の設備を保持し、生産設備を維持していくためには、安定的な資金調達が重要であります。今後の事業拡大に向けては、大きな資金需要を見込んでいることから、そのために、安定した調達能力の維持、拡大し、十分な手許資金の確保を可能とすることに取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年６月30日現在）

当社は、オプトエレクトロニクス・電子デバイス・ライフサイエンス市場向けの精密加工部品の製造、販売を行っております。

製品群	主要製品
ヒートシンク製品	マイクロチャンネルクーラー、サブマウント、キャリア、高耐圧型シームレスマイクロチャンネル
ガラス製品	スペーサーガラス、マイクロ流路ガラス、小径穴ガラス、ガラス貫通配線基板、キャップガラス、３D配線ガラス
その他	シリコン部品、ダイヤモンドツール

(6) 主要な営業所及び工場（2023年６月30日現在）

① 当社

本社	東京都品川区
工場	広島工場（広島県呉市）

② 子会社

TECNISCO (SuZhou) CO.,Ltd.	中華人民共和国江蘇省蘇州市
TECNISCO Advanced Materials Pte. Ltd.	シンガポール共和国

(7) 使用人の状況（2023年６月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
精密加工部品事業	322 （11）名	７名増 （２名増）

（注）１．使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近１年間の平均人員を（　　）外数で記載しております。
２．当社グループは精密加工部品事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
204（11）名	９名増（２名増）	42.4歳	13.3年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近１年間の平均人員を（　　）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2023年６月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,444,199千円
株式会社りそな銀行	970,000千円
株式会社日本政策金融公庫	674,150千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2023年７月26日付で、当社は東京証券取引所スタンダード市場に上場いたしました。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2023年６月30日現在）

① 発行可能株式総数　20,000,000株
② 発行済株式の総数　6,517,100株
③ 株主数　17名
④ 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
合同会社ＸＥホールディングス	5,018,200	77.00
関家圭三	541,000	8.30
野村信託銀行株式会社（信託口2052276）	190,000	2.92
テクニスコ従業員持株会	175,300	2.69
関家慶一郎	80,000	1.23
関家理子	80,000	1.23
野村信託銀行株式会社（信託口2052277）	80,000	1.23
野村信託銀行株式会社（信託口2052278）	80,000	1.23
三宅川泰二	60,000	0.92
吉岡豊吉	50,000	0.77
村上友孝	50,000	0.77
相原正行	50,000	0.77
平尾誠	50,000	0.77

（注）自己株式は保有しておりません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年７月25日を払込期日とする公募増資及び2023年８月22日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行を行いました。これにより、発行済株式の総数は2,623,100株増加し、9,140,200株となりました。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2023年６月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	関家　圭三	TECNISCO (SuZhou) CO.,Ltd. 董事長 TECNISCO Advanced Materials Pte. Ltd. Chairman TECNISCO EUROPE GmbH Chairman
専務取締役	吉岡　豊吉	技術開発本部長
専務取締役	村上　友孝	グローバルビジネス本部長 TECNISCO Advanced Materials Pte. Ltd. President TECNISCO EUROPE GmbH President
常務取締役	相原　正行	経営サポート本部長
常務取締役	平尾　誠	広島工場長
取締役	齊藤　琢磨	共立ホールディングス株式会社取締役
取締役	市川　ルミ	弁理士 弁理士法人ＡＴＥＮ所長
常勤監査役	平井　隆	
監査役	平山　孔嗣	公認会計士 税理士
監査役	平井　彩	弁護士 株式会社ＡＤＫホールディングス取締役（監査等委員）

（注）１．取締役齊藤琢磨氏及び取締役市川ルミ氏は、社外取締役であります。
２．監査役平井隆氏、監査役平山孔嗣氏及び監査役平井彩氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役平井隆氏及び監査役平山孔嗣氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役平井隆氏は、銀行に長年勤めた経験及び事業会社での取締役としての経験を通じて、財務及び会計に関する豊富な経験と見識を有しております。
・監査役平山孔嗣氏は、公認会計士及び税理士として豊富な経験と見識を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役及び監査役等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者がその業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求等がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償請求や争訟費用等を填補することとしております。

ただし、贈賄罪などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取　締　役 （うち社外取締役）	173,495 (7,100)	136,402 (7,100)	26,583 (－)	10,510 (－)	－	7 (2)
監　査　役 （うち社外監査役）	16,000 (16,000)	16,000 (16,000)	－	－	－	3 (3)
合　　計 （うち社外役員）	189,495 (23,100)	152,402 (23,100)	26,583 (－)	10,510 (－)	－	10 (5)

（注）１．取締役の報酬限度額は、年額480,000千円以内（2022年９月15日開催の第54回定時株主総会において決議）とされております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は７名であります。

２．監査役の報酬限度額は、年額30,000千円以内（2001年６月27日開催の第32回定時株主総会において決議）とされております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は２名であります。

３．上記の業績連動報酬の総額は、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額であります。

４．業績連動報酬は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、業績指標として連結経常利益を掲げており、基準額に対して連結経常利益率に基づく係数を乗じた額を賞与としております。

5．取締役会は、客観性・公平性・透明性を担保する観点から、各取締役の個人別の報酬額及び賞与の配分の決定を、委員の過半数を社外取締役とする報酬・指名諮問委員会に対し委任しております。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

「①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、当社はいずれの法人等とも特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　齊藤　琢磨	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。銀行・証券会社に長年勤められた経験から企業経営に関する専門的な見識を有し、当社経営に対する積極的な発言を通じて議論の活性化に貢献するなど、当社の経営に対する監督等に十分な役割・責務を果たしております。
取締役　市川　ルミ	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。弁理士として長年務めた経験から知的財産の専門的な見識を有し、当社経営に対する積極的な発言を通じて議論の活性化に貢献するなど、当社の経営に対する監督等に十分な役割・責務を果たしております。
常勤監査役　平井　隆	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。銀行や事業会社での経験に基づく財務・会計・経営全般に関する豊富な経験と見識を活かし、積極的に発言を行っております。
監査役　平山　孔嗣	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。公認会計士及び税理士としての豊富な経験と見識を活かし、積極的に発言を行っております。
監査役　平井　彩	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と見識を活かし、積極的に発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　　ＰｗＣ京都監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,913千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,913

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**3,822,369**	**流動負債**	**2,306,317**
現金及び預金	845,479	支払手形及び買掛金	151,469
受取手形	42,577	電子記録債務	273,054
売掛金	1,409,693	短期借入金	539,199
商品及び製品	393,642	1年内返済予定の長期借入金	521,053
仕掛品	331,385	リース債務	27,737
原材料及び貯蔵品	352,898	未払金	331,313
その他	446,691	未払法人税等	2,973
固定資産	**4,449,021**	賞与引当金	166,584
有形固定資産	**3,854,724**	役員賞与引当金	26,939
建物及び構築物	745,359	設備関係支払手形	181,700
機械装置及び運搬具	2,159,488	その他	84,290
土地	280,132	**固定負債**	**2,225,527**
リース資産	74,133	長期借入金	2,074,198
建設仮勘定	546,249	リース債務	50,008
その他	49,361	役員退職慰労引当金	101,320
無形固定資産	**377,140**	**負債合計**	**4,531,845**
借地権	367,650	(純資産の部)	
その他	9,490	**株主資本**	**3,224,870**
投資その他の資産	**217,156**	**資本金**	**100,000**
投資有価証券	3,921	**資本剰余金**	**2,341,916**
繰延税金資産	108,954	**利益剰余金**	**782,953**
退職給付に係る資産	32,533	**その他の包括利益累計額**	**514,674**
その他	71,746	**為替換算調整勘定**	**501,964**
		退職給付に係る調整累計額	**12,710**
		純資産合計	**3,739,544**
資産合計	**8,271,390**	**負債純資産合計**	**8,271,390**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2022年7月1日から 2023年6月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,347,037**
売上原価		**3,397,135**
売上総利益		**1,949,902**
販売費及び一般管理費		**1,676,762**
営業利益		**273,140**
営業外収益		
受取利息	3,563	
受取賃貸料	10,300	
為替差益	50,340	
助成金収入	10,525	
その他	7,842	82,572
営業外費用		
支払利息	22,051	
その他	4,309	26,361
経常利益		**329,351**
特別利益		
固定資産売却益	18	18
特別損失		
固定資産売却損	388	
固定資産除却損	160	
減損損失	33,885	34,434
税金等調整前当期純利益		**294,935**
法人税、住民税及び事業税	23,442	
法人税等調整額	49,151	72,593
当期純利益		**222,341**
親会社株主に帰属する当期純利益		**222,341**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2023年６月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,872,260**	**流動負債**	**2,271,090**
現金及び預金	173,795	支払手形	7,595
受取手形	42,577	電子記録債務	273,054
売掛金	1,178,155	買掛金	297,312
商品及び製品	105,033	短期借入金	539,199
仕掛品	305,845	１年内返済予定の長期借入金	511,264
原材料及び貯蔵品	222,008	リース債務	5,436
前渡金	91,318	未払金	211,274
前払費用	24,074	未払法人税等	2,973
短期貸付金	365,000	未払費用	32,424
未収入金	220,304	賞与引当金	165,390
未収消費税等	138,577	役員賞与引当金	26,939
その他	5,569	設備関係支払手形	181,700
固定資産	**4,963,360**	その他	16,525
有形固定資産	**2,233,263**	**固定負債**	**2,156,142**
建物	581,187	長期借入金	2,037,885
構築物	3,571	リース債務	16,937
機械及び装置	752,015	役員退職慰労引当金	101,320
工具、器具及び備品	45,900	**負債合計**	**4,427,232**
土地	280,132	**(純資産の部)**	
リース資産	22,369	**株主資本**	**3,408,387**
建設仮勘定	548,086	**資本金**	**100,000**
無形固定資産	**369,690**	**資本剰余金**	**2,341,916**
借地権	367,650	資本準備金	1,788,040
ソフトウエア	788	その他資本剰余金	553,875
その他	1,252	**利益剰余金**	**966,471**
投資その他の資産	**2,360,406**	利益準備金	29,144
関係会社株式	358,503	その他利益剰余金	937,326
関係会社出資金	1,050,000	特別償却準備金	82,008
長期貸付金	797,980	繰越利益剰余金	855,318
長期前払費用	11,155	**純資産合計**	**3,408,387**
前払年金費用	14,213		
繰延税金資産	101,364		
その他	27,188		
資産合計	**7,835,620**	**負債純資産合計**	**7,835,620**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2022年7月 1 日から
2023年6月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,555,355**
売上原価		**3,034,453**
売上総利益		**1,520,902**
販売費及び一般管理費		**1,360,588**
営業利益		**160,314**
営業外収益		
受取利息	7,890	
受取賃貸料	10,300	
その他	3,209	21,401
営業外費用		
支払利息	19,068	
為替差損	6,035	
その他	2,105	27,209
経常利益		**154,505**
特別損失		
固定資産売却損	388	
固定資産除却損	117	506
税引前当期純利益		**153,999**
法人税、住民税及び事業税	2,402	
法人税等調整額	62,188	64,590
当期純利益		**89,409**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年９月４日

株式会社テクニスコ
　取締役会　御中

ＰｗＣ京都監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　齋藤　勝彦
指定社員 業務執行社員　公認会計士　山下　大輔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社テクニスコの2022年７月１日から2023年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テクニスコ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年７月26日付で東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場した。この上場にあたり、2023年６月21日及び2023年７月５日開催の取締役会において、新株式の発行を決議し、2023年７月25日及び2023年８月22日に払込が完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年９月４日

株式会社テクニスコ
　取締役会　御中

ＰｗＣ京都監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　齋　藤　勝　彦
指定社員 業務執行社員　公認会計士　山　下　大　輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社テクニスコの2022年７月１日から2023年６月30日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年７月26日付で東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場した。この上場にあたり、2023年６月21日及び2023年７月５日開催の取締役会において、新株式の発行を決議し、2023年７月25日及び2023年８月22日に払込が完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役および監査役会の監査方法およびその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査実施計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況をおよび結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査実施計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会、幹部会、経営会議等重要な会議に出席し、取締役および使用人、内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社・工場においての業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、また必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。また、子会社の代表取締役等からは業績、重要プロジェクト、その他会社の状況・課題につき説明を受けました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から【職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制】（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を【監査に関する品質管理基準】（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に関わる事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、　損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討致しました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年９月４日

株式会社テクニスコ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　平井　隆 ㊞

監査役（社外監査役）　平山　孔嗣 ㊞

監査役（社外監査役）　平井　彩 ㊞

以　上

メ　　モ